

## 第4号議案

### 規約・細則の一部改正について（案）

◎渋川学区まちづくり協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 第1章 総則について改正する。

（会員）

第4条の

「協議会の会員は、次に掲げる者とする。」を「協議会の会員は、当協議会の目的に賛同する次に掲げる者とする。」に改める。

2. 第3章 評議員および理事について改正する。

（評議員の選出）

第10条の

「評議員は、別表に掲げる各町内会から選出された5名、および各種団体から選出された1名とする。」に「また、渋川学区内の個人および団体については、申し出により理事会の承認を得たうえで選出できるものとする。」を加える。

3. 第7章 会計について改正する。

（経費）

第29条の

「協議会の経費は、会費、交付金、補助金、指定管理料、雑収入およびその他収入により運営する。」に「個人については、自治連合会および社会福祉協議会への戸当り会費と同等額の会費を徴収するものとする。」を加える。

◎渋川学区まちづくり協議会細則の一部を次のように改正する。

1. （理事の選出）

「第5条 規約第15条第1項にいう各町内会からの選出については、町内会長を選出する。」に「また、各部会からの選出については、正副部会長を選出する。」を加える。